

北海道農政事務所中標津統計・情報センター交渉
(全農林労働組合北海道地方本部釧路分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年8月2日（月）17：30～17：40（10分）
2. 場 所：北海道農政事務所中標津統計・情報センター会議室
3. 出席者：
北海道農政事務所 目黒 正則 中標津統計・情報センター長
同 瀬治山浩二 中標津統計・情報センター次長

全農林労働組合
北海道地方本部釧路分会 西久保隆浩 執行委員長
同 伊藤 慎介 書記次長
4. 議 題：超過勤務縮減策の推進について
(全農林労働組合北海道地方本部釧路分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

目黒中標津統計・情報センター長：

本日の交渉に先立ちまして、国家公務員法108条の5の規定に基づき、予備交渉の段階で取り決めた事項について報告します。

全農林北海道地方本部釧路分会執行委員長から提出された要求事項について、新たな労使関係の基本方針Ⅱの1の(3)に定められた要件（交渉の対象となる事項の要件）を満たし、交渉対象事項とするのは、要求項目3の後段部分「実効性ある超勤縮減策を推進すること」とし、その他の事項については、小職の権限外事項であることや管理運営事項に該当することから、要望事項として承るとの整理をしたところであります。本日は以上のことを前提として交渉を行いますので、ご協力をお願いいたします。

西久保委員長：

事前に予備交渉の段階で、交渉内容、要求の趣旨等は説明させていただき、一定の見解も聞かせていただいた。早速ですが、要求書を提出しますので回答をお願いします。

目黒中標津統計・情報センター長：

それでは、要求項目3の「実効性ある超勤縮減策の推進」について回答させていただきます。

超過勤務が継続することは、職員の心身の健康に影響を及ぼすおそれが生じるこ

とから、その縮減は、仕事と生活の調和を図る観点からも重要性が高く、管理者としては、職員の状況を適確に把握することが大切なことだと考えております。

中標津センターの具体的な取組みとしては、職員会議やチームリーダーとの打合せの実施等により業務の進捗状況を把握し、計画的な業務運営に努め、必要に応じて業務調整、応援体制等の対策を講じ、平準化・縮減を図ってきました。

北海道農政事務所全体の取組みとしては、毎月第3水曜日を「全所統一・完全定時退庁日」と位置づけ、全所統一的な取組を実施しているところです。また、平成22年度の業績評価における組織目標の一つとして掲げている超過勤務の縮減に向け、取り組んでいるところであります。

いずれにしても、業務遂行上、必要不可欠な場合に超勤命令を事前に発することを基本とし、特定の者に業務が集中し超勤が増えるといったことがないように、業務調整や事務効率化により超過勤務の縮減を図っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

西久保委員長：

今までも北海道統一の取組みについては、実行していただいていることと思うが、これからの組織の変革や不測の事態等もあると思うので、引き続き職員への目配り、気配りをお願いし、超勤の偏りや増大にならないよう取り組んでいただくよう、よろしくお願ひしたい。

目黒中標津統計・情報センター長：

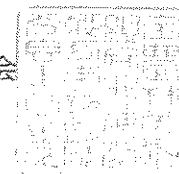
言われたことは充分理解できますので、今後も、超勤縮減の取組の検証を行うなど、しっかりと対応していきたいと思います。

それでは、これを以て交渉を終了しますが、交渉対象項目以外の事項については、ご要望として承り、真摯に受け止めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(終 了)

北海道農政事務所中標津統計・情報センター
センター長 目黒 正則 殿

全農林労働組合北海道地方本部釧路分会
執行委員長 西久保 隆浩



要 求 書

私たちの雇用、賃金、労働条件は、総人件費削減政策、国の出先機関見直しなどの公務を巡る厳しい情勢にあります。国民の期待に応えていくためには、雇用の安定と公務員に相応しい労働条件が確保されなければなりません。加えて10月に予定されていた組織改編が実施されないことから、釧路地域における農林水産行政の遂行に支障を来さない組織体制を早急に構築することが当面の課題となっています。

また、本年の賃金・労働条件改善にあたっては、公務員労働者の賃金を維持・改善することはもとより、雇用と年金を接続するための高齢者雇用施策の確立、非常勤職員等の処遇と雇用のあり方の抜本的改善などが重要課題となっています。

このようななか私たちは、北海道農政事務所中標津統計・情報センターにおける諸課題を整理し、釧路分会として下記要求事項を取りまとめました。いずれの項目も組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれては、その実現に向け最大限の努力を行うよう要求します。

記

1. 「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」は、第174回国会において審議未了、廃案となったが、北海道農政事務所中標津統計・情報センターにおける新たな業務への対処方針を明らかにするとともに、業務量に見合った要員を確保すること。
2. 北海道農政事務所中標津統計・情報センターにおける今後の組織改編にあたっては、庁舎等の整備や業務に必要な予算を確保し、組合員の勤務条件が低下しないよう万全を期すこと。また、配置人員に見合った会議室、ミーティングルーム等も確保し、従前同様の職場環境を維持すること。
3. 北海道農政事務所中標津統計・情報センターにおける勤務時間については、厳格な勤務時間管理と実効性ある超勤縮減策を推進するとともに、超勤手当を全額支給すること。

以 上